

難病法改正に伴い、令和5年10月1日より、医療費助成の開始日を申請日より前に遡ることができるようになりました。

|                 |   |   |   |
|-----------------|---|---|---|
| 臨床調査個人票記載の診断年月日 | 年 | 月 | 日 |
|-----------------|---|---|---|

※臨床調査個人票の診断年月日を転記してください。臨床調査個人票に診断年月日の記載がない場合は、記載不要です。ただし、審査の結果、重症度分類を満たしていた場合は、改めて診断年月日を指定医に確認する必要があります。

※医療費助成の開始日は、臨床調査個人票に記載された内容を診断した日（診断年月日）まで遡ることができます（「軽症かつ高額」にて認定の場合は「軽症かつ高額」の基準を満たした日の翌日）。ただし、遡れる限度は、申請日から1か月前（下記のチェック欄で、やむを得ない理由が確認できた場合は最長3か月前）の同じ日までとなります。

また、令和5年10月1日より前に遡ることはできません。

【上記の「診断年月日」欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている場合又は空欄の場合は、申請までに時間を要した理由を下記にチェックしてください。】

- ☐ 臨床調査個人票の受領に時間を要したため
- ☐ 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため
- ☐ 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため
- ☐ その他〔}
- ☐ 特段の理由なし⇒ここにチェックした場合、医療費助成開始日について遡れる限度は１か月前の日までとなります。

東京都知事 殿

本確認書に記載のとおり申請します。

年 月 日 申請者氏名